

○後志広域連合介護保険運営協議会規則

平成21年3月2日
規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、後志広域連合介護保険条例（平成21年後志広域連合条例第2号。）第3条の規定に基づき、後志広域連合介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の委員の定数、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第2条 運営協議会は、16人以内の委員で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、広域連合長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、福祉及び医療関係者
- (3) 被保険者の代表

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(所掌事項)

第3条 この協議会は、次の各号に掲げる事項について、審議するものとする。

- (1) 広域連合が行う介護保険事業の運営に関する事項
- (2) 広域連合が策定する介護保険事業計画に関する事項
- (3) その他広域連合長が必要と認めた事項

(会長及び副会長)

第4条 運営協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 会長は、運営協議会を招集し、その議長となる。

- 2 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 運営協議会の庶務は、後志広域連合介護保険課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか運営協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日以降において、最初に任命される委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。